

飲食店の方へ 改正健康増進法のポイント

望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子どもに配慮し、多くの方が利用する施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者が講ずべき措置等について定めた法律です。(2020年4月～)

詳しくはこちら



ポイント1 屋内原則禁煙が義務

違反すると、罰金の対象となることもあります。

ポイント2 設置可能な喫煙スペースとルール

飲食店には、施設内の一部に「喫煙専用室」と「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置することができます。(※加熱式たばこ専用喫煙室は当分の間の経過措置として設置可能)

ただし、「喫煙専用室」での飲食はできません。

また、どちらも20歳未満の立ち入りは禁止されており、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、従業員であっても喫煙エリアへは一切立入禁止です。

万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導・助言の対象となります。



ポイント3 既存の経営規模の小さな飲食店への経過措置について

①～③すべてを満たす施設に限り、飲食等が可能な喫煙可能室(店)の設置をすることができます。ただし、20歳未満の立ち入りは禁止です。

喫煙可能室(店)を設置したら、名瀬保健所に届出をしてください。書類は保健所にあります。

①2020年4月1日時点で、現に存する飲食店

※ただし、2020年4月1日以降に店舗を移転した場合は対象外です。

(事業の継続性、経営主体の同一性、店舗の同一性等を総合的に判断します。)

②資本金5,000万円以下

③客席面積100㎡以下

※店舗内の一部に喫煙可能室を設置する場合は、裏面「ポイント5」を満たすこと。

店舗全体を喫煙可能とする場合は、「壁、天井等によって区画されている」ことが必要。

ポイント3の
詳細はこちら



ポイント4 標識の掲示義務について

喫煙室を設置した場合は、店舗や喫煙室の出入口に指定された標識の掲示が義務付けられています。



標識はダウンロードできます



【喫煙目的室】喫煙を主目的とするバー・スナック等（いわゆるシガーバー）や、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所などが当てはまります。

※喫煙を主目的とする施設：たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、設備を設けて客に主食（米・パン・麺類）以外のものを飲食をさせる営業を行う施設。

※飲食店は飲食を目的とする施設ですので、喫煙目的室を設置することはできません。

【喫煙可能室】既存特定飲食提供施設に設置可能（ポイント3参照）

ポイント5 喫煙室を設置する場合に必要な技術的基準

たばこの煙の流出防止のため、①～③の基準を満たした喫煙室を設ける必要があります。

- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/s以上あること
- ② たばこの煙（蒸気を含む）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙（蒸気を含む）が屋外又は外部に排気されていること

ポイント6 義務違反時の指導・命令・罰則の適用

違反者には、罰則（過料）が課せられることがあります。

施設の管理権原者等には主に①～③の義務が課せられています。

① 喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止

② 標識の掲示

③ 各種喫煙室の基準適合

など

最大
50万円

最大
50万円

最大
30万円

違反した施設の管理権原者には
最大50万円

各種喫煙室が基準に適合しない場合は
管理権原者に最大50万円

禁煙に違反して喫煙した人は
最大30万円の過料

～お問合せ：名瀬保健所健康増進係（☎0997-52-5411）～